

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成26年度 第2回川西市都市景観形成審議会	
事務局(担当課)		都市整備部 まちづくり政策室 都市計画課	
開催日時		平成26年10月23日(木)午後1時半～午後3時半	
開催場所		川西市役所4階庁議室	
出席者	委員	出席:澤木委員・黒坂委員・中江委員・栗山委員・森畠委員 欠席:平田委員・李委員	
	その他	森下・中定	
	事務局	福本・大田・橋本・角田	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		議 題 (1)議案第1号 川西市景観計画の策定について (素案全般の検討) (2)その他(報告事項) 黒川小学校保存活用計画について	
会議結果		(1)議案第1号 審議経過のとおり	

## 審 議 経 過

会長	ご多忙のところお集まりいただきありがとうございます。本日は平成 26 年度の第 2 回になります。今日の議題は、「川西市景観計画の策定について」ということで、第 1 回に続きまして議論させていただきます。今年度も川西市景観計画の策定につきましては、中心の議題となりますのでよろしくお願ひしたいと思います。委員におかれましては、それぞれ専門的な立場からご意見賜ればと思います。
事務局	委員 7 名中 5 名が出席しており、半数以上の参加があるため、規則に基づき会議が成立しています。
議長	議題に沿って進めて参りたいと思います。本日の議題は、「川西市景観計画の策定について」、二つ目として「黒川小学校保存活用計画について」少しご報告いただけるということですので。議案第 1 号に入りますが、議題に入ります前に、皆さんのお手元の資料の確認をお願いしますか。
事務局	(資料の確認)
議長	本日は計画素案につきまして、意見をいただきたいと思います。事務局から説明と、今後のスケジュールの報告、及び景観条例改正についての進捗の報告があります。
事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、ご意見をお伺いさせていただきたいと思います。素案全体となりますと議論が分散いたしますので、2 つくらいのパートに分けて、最初は序章から 3 章まででご意見がありますでしょうか。
事務局	事務局から主旨だけ説明させていただきます。P16 に、昨年実施しましたアンケート結果を載せさせていただいております。特に後半部分について、身近なところから綺麗にしていきたいと思いますところ、市民の方にとって意識が高いという結果になっております。今回の生活者の視点から景観を見直していこうという趣旨にもあっているのではないかとということで、今回掲載させていただきました。
委員	このアンケートの回答者数は、何人ですか。
事務局	資料編に記載しておりますが、3000 人を対象としまして回収数としては 1104 人です。
議長	昨年アンケートを実施した時と比べて類型が減っています。中心市街地景観と、市街地景観が合体しています。P16 にその説明は入れないのでしょうか。
事務局	検討します。
委員	P9 の景観の類型に関して、「面的景観の中にある要素景観」の中にある「線的要素景観」「点的要素景観」という言葉がありますが、要素というとコントロールできる単体物のイメージですので、「線的景観」「点的景観」でいいのではないのでしょうか。

	<p>あとP9の図に関して、中心市街地景観と市街地景観の色分けは合体できていないのでしょうか。誤解を招きそうなので、合体させた方が良いと思います。</p>
事務局	<p>要素は取る方向で整理します。</p>
議長	<p>P20にある「面的景観の中にある線的要素景観」もおかしな表現になっています。要素という言葉を整理事ると、「面的景観」、「線的景観」を分かりやすくしていただくということによろしいでしょうか。P9の図の方はどうされますか。</p>
事務局	<p>図の修正をいたします。黄色で濃淡をつけるなど工夫が出来るかもしれませんので、検討します。</p>
議長	<p>少し先走りますが、P35の「景観上重要な地区」のエリアの図示がありません。</p>
事務局	<p>基準編に出てまいります。河川景観地区は作成中です。現行の地区は、見づらい部分もありますので、修正いたします。</p>
議長	<p>それでは、4章から6章までも含めながらご意見を頂ければと思います。</p>
委員	<p>4章のところの清掃活動が普段なのかどうかと疑問に思います。特別なことかなと思います。</p>
事務局	<p>検討してきたところではありますが、第3章のP18に記載しております、清掃活動を行うことで、「まちのイメージの基盤(ベース)となる景観」を作り出していくという考えのもと、清掃活動は普段の景観に当たるのではないかと考えております。</p> <p>しかし、市街地では清掃美化活動は毎日行いますが、自然景観となると年に何回かしかが行いません。そこは頻度が低くなりますが、割り切って区分しております。</p>
議長	<p>行為としては常日頃からして欲しいという思いであるということですね。</p> <p>P22の「景観形成の取り組みの方針」「具体の取り組み」のところに「美化清掃活動を促進します」と書いてありますが、これは普段扱いにして欲しいという意図だと思うのですが、左側に「マラソン大会開催前後には」と書いてあり印象が大きく変わります。</p>
事務局	<p>表現を少し考えます。ハイキングに来られる方などが、ゴミを持って帰られるということが普段の活動そのものでありますので、そういうことも含まれるような表現で工夫したいと思います。</p>
委員	<p>開発団地の景観でも、「市民やNPOなどが主体となり、花や緑をきれいに維持・管理」と書いてありますが、これも日常的なことでしょうか。</p>
事務局	<p>開発団地においては月1回であるとか月2,3回のペースでやるところもあります。</p>
議長	<p>P26の河川などはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>河川については特に猪名川関連で活発に活動されておられます。</p>

委員	P29 の「歴史・文化景観」について、具体的取り組みのところで地区を指定すると書かれています。イメージとしてはどのようなものでしょうか。神社などの建物は点的な要素ですが、地区という場合は周辺地域を含めたものを指すのでしょうか。
事務局	単体ではなく、周辺地域を含めて指定を考えていきたいと思えます。敷地外も含めてということです。一般的な景観形成地区というのは、イメージとしましては点となる資源があって、そこから滲み出すような区域であるということです。
委員	かなり細かい点で申し訳ないのですが、P22 に「ゴミや廃棄物」と書いてありますが、ゴミと廃棄物をどのように使い分けるのでしょうか。「取組み」という言葉で「み」があるものと無いものがあります。市では「取組」と記載するところが多いと思えますが、どのように考えておられるのでしょうか。「出来る」という言葉も、普通は平仮名で書くものであると思えます。計画であればいいのかもしれませんが、気になりましたので訂正頂ければと思えます。
事務局	今後成案にしていく中で、文章の整理をさせていただきます。
委員	P23 の集落景観で確認ですが、地図に川西市の集落は全部網羅できていますか。見ていて問題はないと思えますが、取りこぼしている部分はありませんか。
委員	満願寺は集落にはなっていないのですか。
事務局	P29 の「歴史・文化景観」のところ載せてあります。集落まではいっておりません。漏れがないように、最終確認を行います。
議長	これらの図で示したものが、P9 の図に対応していくということですね。
委員	P29 に関して、主なものという注釈があるのでいいのかとは思いますが、右の方に黒川小学校の事例が出ていますので、図にも加えておくべきです。 歴史的建造物というのは、何をもちて歴史的建造物というのでしょうか。文化財などの指定があるのでしょうか。指定はされていなくても重要だというものもあります。何を基準に運用されていこうとおられるのでしょうか。
事務局	現状では、この計画書を策定するにあたってベースとなっている基本計画、調査書で調べられたものしか記載しておりません。それ以上に議論は行われていません。今後新たな調査をしていく必要があるとは考えておりますが、今の段階では過去の調査結果をもとにしております。
委員	地元のヘリテージマネージャーの方に、第一段階としては協力して頂いて、議論を経て、地元から見てより重要であるとか、景観から見て歴史的な景観として重要であろうというものが出てくると思えます。他の文化財の調査も加味して、ご検討頂ければと思えます。
委員	県が景観形成重要建造物とか、近代住宅 100 選などの調査をしています。それがベースになるのかなと思えます。

委員	それに関連して川西市では雲雀丘花屋敷の一部が入っていますが、近代の住宅地というのが歴史・文化景観には入っていません。
委員	P11 の市街地景観のところに入っています。下のところに少し記載があります。市街地に入っているのです、違和感を感じます。
委員	残そうとするときの基準に違いがないということであれば、このようなやり方もあるかもしれませんが、専門的な立場から見ると、十分に歴史的なものになっていると思いますので、今から修正できるのであれば今後細かいメニューが出来てきた時に、ここに入れるほうが良いのか集落景観に入れるほうが良いのか、歴史・文化景観に入れるべきかご検討頂ければありがたいなと思います。
事務局	少し混在しているところもあると思いますので、精査します。
委員	建物そのものを見るときは、歴史的なところに入っているほうが良いと思います。
議長	P11 の市街地景観の箇所の 3 つの段落の、一番最後の箇所を受ける部分が、P25 中に入らないのですね。P25 で受けるのがいいのか、P29 の歴史・文化のところを受けたほうがいいのか、ご検討いただきたいと思います。 委員の話は、P38、39 のところにも絡んでくると思いますので、書き込むとしたら STEP1 のところだと思いますが、どのように進めていくのか分かるようにしていただければと思います。
事務局	P37 コラムに鶴之荘景観保全宣言を掲載していますが、これは重点地区というより市民協定レベルのものかと理解しています。段階的な違いとしてはこれくらいの整理にとどまっているので、もう少し整理していきたいと思います。
委員	P29 ですが、川西市で国の登録文化財は郷土館、黒川の水口家、県の景観形成重要建造物として黒川小学校の 3 つです。それはしっかりと反映して頂きたいと思います。それに基づいて、この地図を作成して頂きたい。高原寺もプロットされていません。水口家は個人の住宅ですので、難しいかもしれませんが。
事務局	高原寺は写真でも使用しておりますので、しっかりと記載させていただきます。
委員	P31 の市民及び事業者の役割で、「市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しましょう。」とありますので、市の役割には、「市民や事業者が提案する良好な景観の形成に協力します。」という文言があってもいいと思います。
事務局	今の所では P32 の「参画と協働による景観形成」の中で三者一体でやっていきましょうと言っております。どちらの方が上手く書けるのか考えさせていただきます。
議長	P31 の上の部分で、「お互いがお互いを認識し、連携しながら」というところに入っている内容だろうと思います。
委員	市民及び事業者の役割のところには、しっかりと書いてありますので市の方にも入れるべき

	かなと思います。
事務局	図中の矢印は、両方向の矢印の方がいいかもしれません。
委員	市の役割に 2 つあがっていますが、総合的な施策の方を先に書くことは難しいでしょうか。一般的には総合施策の方が先に来ると思います。
事務局	最初そのようにしていたのですが、意識啓発が大事だということで、現在の順番になりました。
議長	条例をみると、施策の方が先に来ております。言われた順番の方が、並びはいいのではないのでしょうか。
委員	委員の話に関連して、市民から提案があった時にどうするかという記載があった方がいいと思います。今のままですと、市民は提案する役割は一切ないということになります。
事務局	景観法の中にも、提案制度、提案団体の制度がありますので、そういうものにつなげられるように記載をしておきたいと思います。
委員	より良くするときの市民の協力も、より自発的にしていただく場面が増えてくるのかなと思います。可能であれば入れていただければと思います。
議長	条例では 45 条から 48 条とかの景観法根拠にあたる部分ですが、景観法では市民提案の制度がありますが、市条例の部分では市民提案を受け付けることは考えておられないのですか。
事務局	市条例では提案までは踏み込んでおりません。
議長	P31 はもう少し軽い感じで書いて、市民から提案を出して頂いても構わない、協働でできるものは公的な手続きによらずやっていきましょうというニュアンスで書いていただいたらいいと思います。加筆を検討してください。
委員	P40 の 5-4 ですが、「指定の対象物」のところでは「景観上重要な地区内にある公共施設」とありますが、これは景観上重要なところに限るということでしょうか。公民館などの地区の建物は、それを景観で見れば、地区のモデルになるのかなと思います。今は、景観を意識していない建物が簡単に出来てしまっています。大きな建物だけではなく、小さな地域の人のために出来た公民館なども、景観に影響するのではないのでしょうか。
事務局	「指定の対象物等」となっているところの記載が間違っているのだと思います。ガイドラインの対象物として何を考えていくのかというところで、景観上重要な地区内だけではなく、すべての公共施設に対してこのガイドラインにそって進めていくことを検討しておりますので、記載の方を訂正させていただきます。
議長	タイトルの「指定の対象物等」の「指定」という言葉がいないということです。公共施設は公共建築物のことでしょうか。表に別に河川、公園が入っています。公共施設の内訳は、下に記

	<p>載すればよいと思います。</p>
委員	<p>P40 の同じ個所の「公共施設における景観形成」について、この計画の中では、市という表現で収まっていますが、関係部署との連携は記載しておいた方がいいと思います。景観の部署で考えていることが、他の部署では通じないということがあると思います。記載できる範囲で、明記しておいた方がいいと思います。</p> <p>P33 の「大規模な建築物等」のところで、商業系と、住居系工業系の高さの微妙な違いが気になりますが、届出対象の規模は県の基準にのっとっているのでしょうか。</p> <p>あと計画の前半部分では丁寧に景観類型分けをしていますが、基準になると用途地域で区分しており、類型と基準の対応関係が切れてしまっているような気がします。</p>
事務局	<p>届出対象については、市の現行の基準に則しています。</p> <p>類型の中でも、特に本市の特徴として取り組んできたのが自然景観、河川景観ですが、市街化調整区域については自然景観ということで、河川景観については今後地区指定として扱っていく予定です。それ以外の類型については、届出対象以外の部分で現行の基準の変更などを検討していければと考えております。</p>
委員	<p>川西市は開発住宅地が多いので、大体2階建ての住戸で閑静な住宅地を形成しているところが非常に多いのですが、この基準であればほとんどが届出をされずに、建て替えが進んでいく。建て替えが進む中で、景観が崩れてしまうことが出てくるかもしれません。特に第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域については、きめ細やかに特別扱いした方がいいのかもしれない。</p> <p>あと事前協議の対象となる特定大規模建築物等ですが、ほとんどかかってこないのではないのでしょうか。今までで、このスケールで建築されて問題になったというものがあれば、それを確認しておいた方がいいと思います。川西で60mを超える建築物はほぼありませんが、30m40mを超えると違和感のある景観になります。せっかくなのであれば、現状の景観課題に合わせた基準を考えられた方がいいのかなと思います。</p>
事務局	<p>大規模なマンションであるとか、年に1回あるかないかでしょうか。現行のままになっておりますので、検討いたします。</p>
委員	<p>P35 の「景観上重要な地区」ですが、説明では景観形成地区を経なくても景観形成重点地区になるというお話だったと思いますが、図では景観形成地区にならないと景観形成重点地区になれないように見えてしまいますので、STEP と書かずに並列で記載して、矢印で表現して誤解を生まないように修正をお願いします。</p>
議長	<p>白い矢印があるのですが、分かりにくいですね。白い矢印がSTEP1にかかっていなければ景観形成地区を経なくても直接、景観形成重点地区になるということが表現できるのですが、より分かりやすい表現をお願いします。</p>
委員	<p>基準編のところでは色の彩度を設定していますが、色彩としては緩いような印象を受けます。特に自然景観形成基準に関しては、赤色や橙などの鮮やかなものが入ってくると、景観阻害になりますので、自然景観形成基準の彩度はもう少し落とした方がいいと思います。</p>
事務局	<p>今後見直していくべきものであると思っております。今回のステップとしては、景観計画をつ</p>

	<p>くってそれに合わせて条例の仕組みを作るということで、基準の見直しについては、それが一段落した後で整備していきたいと思っています。</p>
議長	<p>先ほどの特定大規模建築物も同じことでしょうか。</p>
事務局	<p>既存の制限で一旦整備させて頂いて、今後改善していきたいと考えております。</p>
委員	<p>P36の「景観法による届出」のところで、事前協議から30日で合計で着工まで60日かかるのですね。この辺の事前協議でしっかりと打合せして、その後届出になりますが、届出してからの30日は何のためにあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>景観法の届出は、景観法の中で期間を短縮できるという規定がありますので、事前協議の中で話し合いをしっかりと進めておけば、その期間は短縮できます。</p>
委員	<p>P35、36に関して景観形成地区の指定ですが、市民や事業者が自主的に申し出た場所のみ指定するのでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的なルールとしては、自主的な取組をされている区域、地区にスポットライトを当てていくという考え方で。</p>
委員	<p>そうであれば、景観形成重点地区はすでに指定済みのものになりますよね。今後自分たちで景観形成地区に指定してくださいとした上で、さらにそれを重点地区に指定するのは誰になりますか。</p>
事務局	<p>まず景観形成地区として自主的な協定をつくり、気運が高まってきて、法的な担保性を持たせたいという地域の声を受けて、市の方で景観形成重点地区に指定していくということで考えております。</p>
委員	<p>点で歴史的な景観をどうするかを考えた場合、ある程度の地域を含めた地区で考えていくということですが、その場合地元の人がしたいと言わないと一切守れないということでしょうか。</p>
事務局	<p>地元の声を大切にしていきながら、こちらとしても景観資源の調査などを行いまして、漏れているものを拾い出していきたいと考えております。</p> <p>基本的には地元の方の思いがないと整備は進まないと考えてはおりますが、声掛けをしていくという立場が行政にはあると思いますので、そのあたりは行政としてしっかりと担当していきたいと考えております。「ここは大事な景観だと思っているのですが取組を始められませんか」とか、取組をしておられるところに「こういう仕組みがあるので活用されませんか」など、そういった働きかけは行政の役割だと考えています。</p>
委員	<p>この文章のままでは、誘導されてもやる気がなければ止まりそうな気がしております。誘導する仕組みについて少しでも記載があった方がいいのではないのでしょうか。記載して頂けると、周辺を含めた良好な景観を守れるかなと思います。周辺まで含めるとは実際はかなり大変だと思いますので、誘導する物があるといいなという希望です。</p> <p>市民協定は、ひな形はあるのでしょうか。市民の方が目にした時に、何を協定で作っていい</p>



	<p>たらしいのかということが分かるようなもの、こういうものを作ればこのように守れるんだということが分かるようなものがあれば、地元の方にアピールしやすいと思います。</p>
事務局	<p>新制度として今回計画しておりまして、条例の制度設計を今している段階でございますが、今後そのようなガイドブックを積極的に作っていただければと考えております。</p>
議長	<p>これはあくまで自主的な紳士協定ですよね。この協定を市長が認定するというようなことではないのですか。</p>
事務局	<p>市長認定は考えているのですが、景観法の協定ではありません。</p>
議長	<p>一応お墨付きを与えるということですね。</p>
委員	<p>お墨付きを与えると、私法上の契約ということになりますので、いわゆる紳士協定よりは効力があります。</p>
議長	<p>P35の「自守的」は、この字でいいのでしょうか。</p>
事務局	<p>あえてこの字を使っておりますが、修正致します。</p>
委員	<p>P38の「景観上重要な建造物・樹木等の指定」ですが、STEP1とSTEP2に分かれています。STEP1の指定とはどういう決め方をするのでしょうか。</p>
事務局	<p>STEP1は現行の条例でも指定制度があるのですが、法に基づかない前段階で緩やかな指定を考えていきたいと考えています。所有者なども指定されると管理の制限が出てきて嫌がる方もおられますが、小さなシンボルツリーの樹木などを指定して、この指定の場合は適切な管理という表現にとどめております。</p>
委員	<p>これは今県が近代住宅100選などで写真やコメントなどを載せていますが、法的拘束力はありません。そのようなものと考えてよろしいでしょうか。市が一応了解を得て、写真とコメントは得ると。それからもっときちんと保存しようという、相手方が協力的な姿勢が出てきた時に、次のステップに行くということでしょうか。黒川公民館はそれに近いと思いますが。</p>
事務局	<p>黒川公民館は指定するか検討の段階ですが、県条例の景観形成重要建造物には指定されております。</p>
委員	<p>確認ですが、P38「景観上重要な建造物・樹木等の指定」ですが、建築物以外の塀なども含めて指定は可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>可能です。</p>
議長	<p>図のキャプションが「樹林」になっていますが、「樹木」でしょうか。樹林を指定する場合もあるのででしょうか。</p>
事務局	<p>記載ミスでございます。樹林の指定等も検討していただければと思います。</p>

議長	その他いかがでしょうか。
事務局	写真をどんどんいいものに変えていきたいと思っておりますので、良い写真があればご紹介ください。
議長	細かい漢字のミス等がありましたら、事務局へ直接メール等でお伝えください。 それでは、2つ目の議題の報告事項に移ります。
事務局	(報告)
議長	ただいまの報告に関しまして、何かご質問はございますでしょうか。添付の資料では南棟校舎は撤去する方針になっておりますが、今の説明では撤去はしない方針で考えておられるのでしょうか。
事務局	基本的には撤去やむなしという状況でもありますが、それも含めて検討していこうという状況でございます。基本設計の段階では、地元との合意の中では利用方法を考えまして、位置とも考えますと撤去もやむを得ない状況ではございます。
委員	景観の審議会ですので場違いかもしれませんが、文化財的な価値としては市としてどのように評価されていて、どのような判断で撤去やむなしということになったのか、お教えいただければと思います。
事務局	黒川小学校は北棟と南棟の2棟で構成されておまして、南棟におきましては昭和22年に建てられたものでございますが、北棟におきましては明治33年に建てられたという非常に歴史的にも価値としては認められているところだと思います。なおかつ、北棟が当初建てられた当初敷地外から見た校舎の風景は非常に美しく、その風景を当時のものに戻すという観点からも、南棟を無視することなく北棟を重点に置いて改修するという手もあるのかと思っております。
委員	昭和22年といえますと登録文化財にかかる年数に充分にかかるものだと思いますが、まず市内に戦後すぐのものとして残されていく事例はあるのでしょうか。市として、こういったところで上の世代は学んできたんですよという事例として残すべきものであると判断されることはないのかということです。老朽化が著しいものだと思いますが、どこの場所でもそうですがそれを修理すると見違えるくらい綺麗になって、みなさんの評価は変わるものです。ポロポロのものを見ていると、ポロポロなのでつぶしてくださいという意見が多くなってしまいますが、今後歴史的な建物を景観として守っていく上で、修理したものがこれだけ綺麗になるんですという話もあると思います。歴史的建造物を文化財としてでも景観としてでも残す意思がなければ、住民の言うとおりにしていれば絶対に残りません。それをどう判断されるのかというのは、市の判断になります。歴史的なものをこの計画の中に入れられるとするならば、実際に残す施策は真剣に検討して頂きたいと思います。
委員	よく言われるのが、北校舎は明治時代に出来て立派な建物である。南校舎は後からとってつけたような建物であって、それほど価値のある建物ではないと判断されてしまいますが、こういう景観というのはつながりといいますが、単体のものではなくて歴史を映すことが大事であ

	<p>ると思います。歴史的なことを含めて景観であると考えておりますので、北側だけ綺麗に修景したらいい景観だというものではないと思います。昔の景観の考え方だけではない取組をしていただきたいと思います。</p>
委員	<p>「将来の指定文化財も念頭に」と書かれておりますが、文化財指定の大きな方向性としては、ある古いものだけが残っているからでは意味がない。意味がないわけではないですが、あるパッケージが残っていないと説明が非常にしにくい時代になっておりますので、そのことをご理解いただければと思います。富岡製糸場が世界遺産になったということもありますが、単に古いものが残っているからではなくて、それを支えたものが何軒残っていますよ、時代を経てここ来るとそれだけのスパンのことが分かりますよということです。そうではないと、なかなか価値を認めてもらいにくくなっているということです。古いから残すという時代では、もはやなくなっています。</p>
委員	<p>この件は報告事項ということで、何をどの立場で発言すればいいのか分かりませんが、景観は文化的なものも大事ですが見え方が一番大きいと思います。こういう文言だけで記載されても、何を発言すればいいのか分かりません。</p> <p>明治 33 年と昭和 22 年ということで、昭和 22 年の方を撤去するという話ですが、北棟の建物も南棟を建て替えると景観的には価値が落ちると思います。全体としての見え方が今までとは変わってしまいます。もう少し配置図なり、写真なりで建物の価値が分かるものをご報告いただけたら、具体的に発言できると思います。</p>
事務局	<p>資料の不足に関しましては、申し訳ありません。今後見え方も設計の中で明らかに出来ると思います。現状の素晴らしい景観についてもお示しさせて頂いた上で、ご報告させて頂くべきでした。</p>
委員	<p>何を残さないといけないのか、その価値判断をしないまま工事が進んで行ってしまうのではないかと危惧を感じます。建物の価値が分かる人に、文化財として登録できるのかどうかなどその話を含めてもう少し、古い建物を壊してしまうのは重大なことです。慎重にプロセスを経たいと思います。</p>
事務局	<p>黒川小学校の保存活用計画におきましては、平成 23 年度から地域の方も入って頂いて 4 回ワークショップを実施し、北棟南棟を残す案、南棟を解体する案の 2 つの案が残されました。その後自治会を中心に、平成 26 年に黒川地区の総意として南棟の撤去という合意を得て、今回の計画案としてまとめたところでございます。</p> <p>委員の皆様からのご意見がありました通り、地元の意見だけが短絡的に決まったのではないかというご意見がございましたが、特に地元の皆さんを中心に検討してきたものでございます。度重なる自治会と協議をしながら南棟の撤去という結論が出てきたところでございます。</p> <p>今回写真等は準備しておりませんでしたけども、素案の中にありました P29 の写真は北棟の写真でございます。黒川の住民の皆様、黒川の公民館を周知された方々におかれましては、鬼瓦がどんと置かれております重々しい感じのする北棟というものが非常にランドマークとして、また黒川の今後活性するための施設として期待を持っておられるということでした。それが私の黒川に入りましての感想でございます。もちろん南棟も、学校の校舎として趣きを保っておりますけども、実際のところは自治会の思いとしては、南棟撤去もやむなしというようなところで、それが今まで北棟、南棟を守ってこられた住民の方々の意見の総意でございました。</p>

委員	<p>自治会の方の意見に反対するのではなくて、色々な方々の意見をワークショップの中に入れたのかということです。歴史的な建築物の専門家などの話を聞いて、様々な可能性がもっと出せたような気がします。</p> <p>今後そういう案件が出てきた時には、住民の方に持っていく前に色々な方々の意見を聞いて、たくさんのバリエーションを持って意見を聞くべきだと思います。</p>
委員	<p>景観計画の策定に向けて動き出す前のワークショップなんですよ。そのころと今では意識が違います。今ようやく景観行政団体になって、頑張ってるやうに過去に過去の景観の考え方で進めていっていいのかということに関しては疑問を少し感じます。</p> <p>黒川公民館の南棟を取り壊すことですか、基本設計を委託されたのですよね。委託される業者にもそれぞれ、景観とか川西市の歴史を知っているところにこだわって頼んでいただきたいと思います。単純にお金で決めましたでは、もう変更の余地はないのかなと思います。それを意識した設計事務所に委託しているのか、お伺いしたいです。</p>
事務局	<p>もちろん基本設計を委託しながら来年度には実施設計という形で、景観にも配慮した、地域の方の要望も加味しながら、非常に設計には時間をかけていきます。委託する業者につきましても、それを反映できるところを考えているところでございます。</p> <p>委託につきましても十二分な期間、要望を入れられるように配慮しております。</p>
議長	<p>設計業務に入られていたら前提は変えられないので、南棟は撤去という前提で基本設計に入られているのではないのですか。変更の余地がある中で、設計されておられるのですか。</p>
委員	<p>気にしているのは、景観が今の景観では無くなるということです。北棟だけ残せば、景観形成重要建造物として残るといった話ではないと思います。県も納得しないのではないですか。行政団体にまでなった時に、逆行したことをするのかどうかです。そこを理解して進めないと、この計画から黒川小学校を消さないといけなくなるかもしれません。</p>
委員	<p>この問題は、この景観計画そのものに対する非常に重要な問題を提起していると思います。というのは、黒川小学校が変わっていいということであれば、ここに盛り込まれている歴史的な景観に関するところの、守る話は一切機能しないということを証明することになります。ですから、これをどう扱うのか。守るとすれば、計画の中に何を盛り込んでいくのか、極めて重要な分岐点であると思います。</p>
事務局	<p>今議論がありました通り、歴史的な建物を保存するということは大事なことでありと思っています。一方で保全するという意味と、時代に合わせて機能更新するという意味は両方いるのでありと思っています。</p>
委員	<p>機能の話と景観の話は別です。景観を守りながら機能はいくらでも変更できます。</p>
事務局	<p>失礼しました。景観について、古いものを残していくという景観の形成と、更新をしながら違った意味でいい景観にしていくという取組もあろうかと思っています。ケースバイケースで今回の場合はどちらがいいのかと慎重に判断して、市として進めていきたいと思っております。今回南棟を無くすということになった場合に、すべての計画が矛盾していくとまではいえないのではないのでしょうか。</p>

委員	<p>一度指定をしたものを変えるということになります。地元の市民が使うものですので、使いやすくするというは全く否定することではございません。気になるのは、市民が言っているからという話しかない。他のもっと広い見地から、市全体で見たときにこれが重要かどうかという判断が一切ないということが、問題だと思います。景観の審議会で問題なのは、それを誰がどこで判断するのかということです。その仕組みがここに盛り込まれるのかどうかということが、この審議会としての最大の考えるべきことです。この計画案策定の問題として、今の黒川小学校のケースは今後十分に起こりえる話で、それをどう織り込むのか課題であろうと思います。</p>
事務局	<p>制度設計はしていくべきであると思いますし、この審議会がどのような立場でご意見を頂く立場になるのかしっかりと整理していきたいと思います。</p>
議長	<p>本件については、今回は文章だけで、議論も十分にできない状態での報告という形でされているので、委員から強い意見が多く出たのだと思います。是非市の方で検討して頂いて、県との協議の中で、最善策が取れるのであれば委員からの助言を頂いて進めていただければと思います。</p> <p>これで、本日の議題を終了します。</p>